

## 一般事業主行動計画

社会福祉法人 篤星会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年5月1日 ～ 令和11年4月30日までの 4年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。  
男性職員・・・取得率50%以上  
女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、  
取得率80%以上

#### <対策>

- 令和7年5月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標2：育児休業等の制度についての有期雇用労働者向けのパンフレットを作成し有期雇用労働者および管理職に配布し、制度の周知を図る。

#### <対策>

- 令和7年5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年6月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知

目標3：短時間正職員等の多様な正職員制度の導入・定着

#### <対策>

- 令和7年6月～ 制度導入  
社内報や会議による職員への短時間勤務制度の周知

目標 4：月間平均残業時間を 5%削減する

<対策>

- 令和 7 年 6 月～ 業務プロセスを見直し、無駄な時間を削減  
(勤務時間の見直し、ICT ツールの活用や効率的な会議の実施)
- 令和 8 年 6 月～ 残業時間、業務効率、従業員の意識など、様々な指標を測定